

(書式 1-2-1-1)

すべての不動産を一人の相続人に相続させる場合

## 遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の所有するすべての不動産を、遺言者の長男〇〇〇〇  
(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に相続させる。

第2条 遺言者は、遺言者の有する預貯金全部を、遺言者の妻〇〇〇〇(昭和〇  
〇年〇〇月〇〇日生)に相続させる。

第3条 遺言者は、第1条及び第2条に記載する財産を除く遺言者の有するその  
他一切の財産を、前記〇〇〇〇に相続させる。

第4条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

相続人に対しては、「遺贈する」ではなく「相続させる」という文言が公正証書遺言の実務において長年用いられている。平成3年4月19日最高裁判所判決により、「このような遺言にあっては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生じしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせるなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。」という公正証書実務を是認する判断が示された。判決は不動産に関するものであるが、動産や預貯金債権等その他の遺産についても同様に解され、最近では、相続人に対してはこの「相続させる」遺言が一般的な取扱いとされている。

「相続させる」の場合は、登記がなくても第三者に権利の承継を対抗でき、当該相続人が単独で相続登記の申請ができ、借地権については賃貸人の承諾を要しない。「遺贈する」の場合は、対抗要件として登記が必要であり、登記義務者である他の相続人との共同の登記申請を要し、借地権については賃貸人の承諾が必要となる。

相続人の記載は、戸籍上の続柄と氏名を書く。生年月日を書けば更に完全である。

確認できない不動産があると思われるとき、あるいは遺言後に建物を建て直したり、買い換えたり、買い増したりする予定があるときなど、これらの不動産も相続させたいならば、第1条の記載のように、「すべての不動産」のように包括的な記載をすることも可能である。

遺言執行者として、相続人を指定することもできる。相続人以外を指定する

ときは、住所、氏名を記載する。なお、不動産を「相続させる」遺言においては、相続登記は、相続人の単独で申請することができ、遺言執行者の出番はないので、遺言執行者は、相続登記以外の面において、職務を行使することになる。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所